

2012年度助成・援助募集要項

日本人留学生助成

公益財団法人 KDDI 財団

KDDI Foundation

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-28-8

文京グリーンコートセンターオフィス 7階

URL : <http://www.kddi-foundation.or.jp/>

公益財団法人KDDI財団は、国際的視野に立ち社会に貢献する研究への助成・援助を行うことによって、幅広い人々の国際間交流の振興を図り、世界の調和ある健全な発展に寄与することを目的として、海外に留学を希望する日本在住で日本国籍をもつ学生に対し助成・援助の募集を行います。

1. 申込資格

- (1) 留学する確固とした意志のある者（助成決定の後、就職等で辞退しないこと）
- (2) 日本国籍を有する者（在日外国人、二重国籍、日本永住権を有する者は応募不可）
- (3) 2013年4月1日現在35才以下である者
- (4) 申込時に当財団が推薦を依頼する大学院（以下、「指定校」と表記）に在籍し、日本国内に居住している者（助成時に修了している者も応募可）
- (5) 1年以上の留学をする者
- (6) 助成期間中、団体、組織等との間に雇用契約がない者

2. 研究内容

法律、政治、経済、社会、文化、技術の各分野において、国際的視野に立ち、社会に貢献するテーマの研究

*情報通信分野の進歩、発展に貢献するものを優先

*語学留学は対象外

3. 助成・援助の内容

- (1) 対象人数 3名程度
- (2) 助成・援助期間 1年（1年の延伸は可能。但し改めて申請が必要）
*2013年4月1日以降2014年3月31日までに開始される留学
- (3) 助成・援助金額 約200万円／年
学費、渡航費、生活費の一部とすることとし、返済義務は負わない
金額は留学先、研究内容により異なります
- (4) 支払方法 円建で日本国内開設の口座に入金（必要書類提出確認後）
- (5) 留学先 指定なし

(1) 報告の義務

助成金受給者には、助成終了時に研究の成果について報告していただきます。
なお、報告の義務を怠った場合、助成金を返納していただくことがあります。

(2) 助成・援助の停止、取消し等

下記事項のいずれかに該当する場合は、助成・援助の停止または取消し、すでに給付した助成・援助金の全額または一部を返納していただく場合もあります。

- ① やむをえない事由(病気等)により研究を継続することが困難であると認められる場合
- ② 虚偽の申告又は記載事項の一方的な変更を行った場合
- ③ 受給資格を喪失した場合
- ④ その他当財団の助成・援助の趣旨に反する事情がある場合

(3) 個人情報の保護と情報の開示について

個人情報については法律および内部規程に則り、適切な取扱いを行います。ただし、対象者の助成情報は原則として公開とし、当財団ホームページおよび当財団で発行する機関誌に掲載します。

(4) 内定

内定は書類審査を経て、2013年1月下旬～2月初旬頃大学の担当者へ通知いたします。

審査の経過及び内容はお知らせできませんので、予めご了承ください。

*お問い合わせいただいても回答いたしかねます。

(5) 決定

3月開催の理事会にて決定いたします。

なお、本プログラム指定期間以内に留学を開始できない場合には助成を取り消します。

(6) 助成・援助金等の贈呈

贈呈の詳細については、決定を通知する際お知らせいたします。

(7) その他

助成期間中、当財団との連絡は、各大学の留学担当窓口様を通してお願いいたします。

(在学者、修了者共)